



令和7年3月19日

## 県民への説明

住 所 久留米市荒木町白口1511番地4

法人名 NPO 法人森の民

代表者名 今村敏勝

### 1 説明に係る事実

令和元年度以降より令和6年度に係る事業報告書等を事業終了後3ヶ月以内に提出すべきところ、現在に至るまで提出できておりません。

### 2 事業報告書等の提出がなされていない理由

法人としての活動がなされていなかったので提出不要と誤解していた。

### 3 今後の提出予定

当法人の活動の要として活動計画、事業報告等の一切を担当していた会員が転勤しため活動は休止しております。

また、当法人を構成する会員が超高齢者のみとなり、当法人の総会開催や活動計画を立てることが不可能となり事業報告書等を提出することができません。

### 4 事業報告書等の提出時期を遵守することについて

上記3で述べました通り今回法第29条に違反し、法第80条に基づく過料が生ずることは誠に遺憾ではありますが、理事会、総会等を開催することが困難なため事業報告書等の提出を遵守することは不可能となりました。